

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	憲法記念事務			事業コード	0010
所属コード	012000	課等名	総務部 総務課	係名	総務係
課長名	中村 俊行	担当者名	小原 輝司	内線番号	2632
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	共に生き未来を創る教育・文化	コード	4
	施策	いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築	コード	2
	基本事業	社会教育の充実	コード	2
予算費目名	一般会計 2 款 1 項 1 目 憲法記念講演会事務 (005-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 昭和 53 年度
根拠法令等	なし			

(2) 事務事業の概要

新憲法は、昭和 21 年 11 月 3 日に公布され、6 月後の翌 22 年 5 月 3 日から施行されたが、憲法に対する市民の関心を高めるため、昭和 53 年から憲法にちなんだテーマでの講演会を開催している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

市民の憲法への関心を高めるため、憲法週間の記念行事として昭和 53 年度から実施している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

大きな災害などにより、生存権や幸福追求権といった憲法で保障される権利に対する意識が高まっている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

市民

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 市民	人	298,148	298,853	298,853	299,220	299,220
B						
C						

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

大学教授を講師に招き，憲法記念講演会を開催した。市民へ講演会周知のために市広報に掲載するとともに，ポスター，パンフレットの作成及び町内会長，老人クラブ等へ案内状を送付した。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 案内状送付	部	1,668	1,674	1,600	1,267	900
B ポスター・ちらし作成	部	1,200	1,145	1,200	1,145	1,200
C 市広報紙等掲載	回	2	2	2	2	2

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

市民の憲法への関心を高めること。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 講演会参加者数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	117	181	180	110	180
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	30	30	30	30
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	30	30	30	30
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	135	135	135	135
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	540	540	540	540
計	トータルコスト A+B	千円	570	570	570	570
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：市主催の憲法をテーマとした唯一の講演会である。毎年、市民の関心が高いと思われる憲法にちなんだテーマを選定し、大学教授等学識者に講演を依頼しており、多様な学習機会の提供の一翼を担っている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：市民生活の核となる憲法について関心を持ってもらう取組は重要な施策である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：広く市民を対象としており、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：憲法記念講演会の継続を望む意見がある中、廃止した場合、市民の学習の機会が少なくなり、また憲法をテーマとした学習の機会がなくなる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：市民が興味・関心を持ついわゆる「要求課題」的テーマと、行政として取り上げたい「必要課題」的テーマのバランスを取りつつ、最大限の効果を得られるよう、日々情報収集を行う必要がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

理由：受益機会の適正性については、広報紙、ポスター、チラシなどで市民に周知しており、希望者は誰でも無料で聴講できるため、公平・公正である。

受益者の費用負担の適正性については、参加を無料としているが、憲法に関係する今日的なテーマについて市民に学習してもらうことは市政推進のためにも意義があるものであり、公平・公正である。

(4) 効率性評価

削減できない。

理由：事業費は、講師謝金と看板など消耗品費のみであり必要最小限であり、削減の余地はない。また、事務担当者の人件費、当日の会場準備、受付など必要最小限の人件費であり、削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

現状維持とするが，多くの市民が関心を持つような講演テーマを選定する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

講師の選定が難しいため，時期を早めに取り組む。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

日常において，憲法を具体的に意識する機会を維持することは大切なことであることから，できるだけ市民の親しみやすい講演テーマと講師の人選を心がけている。参加者アンケートでもわかりやすかったという回答を得ている。